

〈資料紹介〉

大正四年の二つの史料

——「管長追悼講演原稿」(仮題)と「問題中の天理教」——

櫻井良樹

目次

- 一、広池千九郎の天理教研究
  - 二、天理中学校長辞任の経緯
  - 三、「問題中の天理教」について
  - 四、管長追悼講演原稿について
- 史料1  
史料2

一、広池千九郎の天理教研究

大正四年の二つの史料

広池千九郎の天理教研究は、明治三十年代の天皇研究や東洋法制史研究、および明治四十年代の神宮皇学館における神道研究の進行・深化のなかから生まれ、後年の道徳科学研究における人間の捉え方にも影響を与えたものである。モラロジ―形成史上において、広池の宗教研究は、きわめて神道的色彩の強いものであった。天理教に注目したのも、明治四十一(一九〇八)年に神道十三派の最後の一派として独立を承認された同教の教理には、

日本古来の道徳思想が——すなわち固有神道思想が存在しており、現実に信徒がその精神で活動しているとみなしたという側面があった。

もちろん、もともと身体が弱く病気がちであった広池にとって、天理教との関係が研究という客観的なレベルだけの問題でなかったことも事実である。実生活のなかで教理の説くところを追体験し、自分自身の行動のあり方や、そのときの心使いを反省すること、そしてそれらの行動によって命が救われ運命が改善されたと感じ、以後の自分の生命を犠牲にして他人のためにつくすと誓い、天理教本部に移り住む決心をしたことは、同教とのかわりが信仰という主観的なレベルにまで及んでいたことを表している。

ある人間が宗教を、特に新興宗教を信仰しているという場合、最近のマスコミの取りあげ方にも問題があらうが、その人は自己を失い一方的に教義および教団によって操作されているようなイメージを与える。では広池の信仰も、そのようなものであったのだろうか。広池は、明治四十五（一九一三）年のはじめに天理教本部を訪問したときに、教理の体系化を行うことを依頼されている。この時期の天理教団では、まだ『御筆先』・『御神楽歌』・『御指図』などの原典は公表されてはおらず、教理は教祖の直弟子から孫弟子へと、それはしばしば教祖伝説や教祖の教訓として口伝えによって伝えられるものであった。したがって教理は、断片的であり、しかも種々雑多に解釈できるものであった。それを体系化せよ、というのが広池への依頼であり、広池が約束したことであった。

広池は、すでにその前年に教理について天理中学卒業生に対して体系的な講義を行い、それをまとめあげていた。「天理教普通教理」と名づけられたその原稿には、副題として「日本固有神道の教理と現代神道の教理との比較研究論」と記されている。ここでいう現代神道とは天理教のことであり、ここにも天理教を神道とのつながりで理解しようとする考えが表れている。いっぽう広池が、教理の体系化として構想していた五大教理書のうちの

一つである「天理教惣説」を教団に提出したのは、実に十二年後の大正十三（一九二四）年五月五日のことであった。その原稿には、教祖および天理教固有の項目の祭神・お授けなどのほかに、他の人が著した教理書には見られない一般的にも通じる道徳・積徳・安心立命などの項目が含まれている。

さらに広池が天理中学校長として丹波市に移り住んだときに、同時に教育顧問という辞令をうけたことは、広池に期待されていたものが教理の体系化だけでなく、教団の教育制度の改善にもあったことを表している。広池は、それは具体的には、たとえば校長として担当する中学校の教育だけでなく、布教師の養成を行っていた天理教団における教育から広くは教会における布教の在り方、一般信徒の教育にまでも及んでいると理解していたはずである。そして実際に、大正二（一九一三）年から翌年にかけて、たとえば女学校・外国語学校・専門学校の創立や布教改善の方法などについて多くの提言をしている。

以上のところから広池の天理教信仰は、単なる受動的なものではなく、みずから天理教の中に神道的に解釈できる部分を発見し、それを神の声として確信していくものであった、ともいえよう。またつぎに述べる大正四年の講演において、その内容が教理の理解の仕方や布教の在り方にまで及んでいたことも、以上のような教団との関わり方に原因があったことは忘れてはなるまい。

## 二、天理中学校長辞任の経緯

ところが広池は、全身全霊を尽くすつもりで就任した天理中学校長および天理教教育顧問の地位を、わずか二年後の大正四（一九一五）年四月に去ることになる。

問題の発端は大正三年の暮れの十二月三十一日に、中山新治郎管長（真之亮真柱）が亡くなったことである。出会ってから短期間であったが、広池を「神が本部に導いた学者」とみなし、両者の間には何でも相談しあう関係が築かれていた、その管長が突然に亡くなったのだ。広池は、追悼講演会で故管長の依頼に答えるという意味で、教理や教育の在り方について日頃から考えていたことを述べた。ところがこの講演の内容が後に問題となり、その責任をとるといふ形で広池はみずから身を引くことになったのである。

この事件後における自分の境遇について、広池は昭和四年に語られた「回顧録」（六二―六四頁）のなかで「當時の私は先輩も友人も知人も、親族家族よりも見放されておるのに、さらに天理教の本部ならびに教会から追放されたのであります。かつ私には一厘の貯金もなく住宅もなく、学者の唯一の武器たる蔵書もすでになくなっておるのであります。ただこの間に残存せるものは、極めて弱き病気の肉体のみであったのです」と述べ、そのような境遇にあつて自分のできることは「全然自我を没却して神の心の中に入り込んで、神の法則に従い神の慈心を実現するよりほか」はなかった、そのために「神の心、神の性質及び神の法則を考え」たことによつて「多年研究しておつたところの国体論の研究より、進んで最高道德の全部の研究となり、遂に後年に至つて新科学モラロジーを確立するに至つた一つの原因となつた」と述べている。

またこのときの自分の心境については、『道德科学の論文』において、「ある宗教団体から逐い出されたときの自己反省」（新版⑨一〇二―一〇四頁）として、「自分がかくのごとき大善意をもつて当該宗団改善を忠告するに對して先方がこれを諒とせず、自分を逐い出すというのは真に自分の徳の足らざるところである」、「此蹉跌をもつて先方の不徳とのみ考えて不平を懷き自分があえて先方に反抗するとき行為に出でたならば、将来自分は人の上に立つて聖人の御教えを説き、もつて人心の開發もしくは救済をなすことを得ざるべし」と考え、この事件を神様が自分に「年来の研究を实地に施す方法を悟らしてくださった」体験と捉えて「衷心から神様に感謝し」た、それによつて自分の「運命はこの時より一大回転をいたし」、その後の自分の事業は「モラロジーの研究と労働問題の最高道德的解決に向かつて努力することの二つ」となつたと述べている。

いずれの文章にしても、この事件は本格的にモラロジー研究が始まつた契機として位置づけられている。しかし、重要な事件のわりには、事件に関する具体的な情報は少なかつたように思われる。さらに「天理教の本部ならびに教会から追放された」とか「ある宗教団体から逐い出された」と述べているにもかかわらず、最近の『広池千九郎日記』の刊行によつて、大正四年以後も教団と広池とが密接な関係をもつていたことが、誰の目にもはっきりわかるようになり、あらためてこの事件が問われるようになった。

### 三、「問題中の天理教」について

さて『広池千九郎日記』からは、大正時代における広池の活動を知ることができる。ところが、この事件に関しては、大正四年一月から三月までの記事は同日記には欠けており、事件の発端についてはのちに短く触れられているだけである。したがつて日記からは、辞職前後の広池の心境は理解できても、問題とされた講演がいつなされ、どのような内容であつたのかを知ることはできない。

ところがここに注目すべき一つの史料が存在する。それはこの事件が一段落した大正四年七月に広池みずからが記した「問題中の天理教」という署名入りの新聞記事である（『史料一』）。この記事の存在は以前から知られていたにもかかわらず、これまであまり使われて来なかつた。記事は『中外日報』という宗教専門紙（現在でも発

行されている)の七月十日号第二面に掲載されたもので、この記事が書かれた直接のきっかけは、当時の天理教団の中心的人物であった松村吉太郎幹事が、六月に、明治四十一年の天理教独立に関係する贈収賄容疑で逮捕・告発され、同時に天理教本部が家宅搜索されたことにある。この文章は、六月の逮捕事件と四月の広池の辞職事件を関連づける論調に対して、また広池談話などという捏造記事に対して、自分の辞職の経緯と逮捕事件について知る限りのことを明らかにしたものである。

この文章の(三)の前半部には、問題となった広池の天理教教典に対する意見がかなりはっきりと述べられている。人間の生命は「神」によって貸し与えられているものであるから、それを自分のためではなく人のために使用しなければならぬという「借り物の理」が重要であり、それは国家・社会への奉仕を説いたものと解釈できること、ところが明治四十一年の独立認可の際に作られた明治教典には、この教理が十分に生かされていないこと、そのため自分は追悼講演のなかで、この教典を「小学校の修身書の類」と批評し、「人心を救済する力に乏し」と述べたこと、それが誤解されて問題となったことを述べている。

また(三)の後半部には、問題化したことに対する自己反省の内容も簡潔に記されている。たとえば、教典に不備の点があるにせよ、その足りないところは教師の努力によって補えば良いのに、作成者の苦心を思わず批評を加えたことは自分の不徳であること、また信徒を励ますつもりで述べたのに誤解されたのは自分の心使いが良くなかった結果であること、天理教の教理は個人の救済を目的とするのみであることに今まで気づかなかつたことなどを挙げている。なおこの部分は、同記事の草稿では「第一に謂へらく、教典たとひ不備の点あり、布教上の不便あるも、しかも教理の意義を発揮して、天理教の如何なるものなるかは、これにて十分に明にするを得るものなり。而して其足らざる所は、教師の努力を以て補充すれば可なり。然るを予の今之に批評を加へしは、先

人の功勞・本部の苦心を無視するに当る。是れ予の不徳の一なり。又今之を改訂せば可ならんと思ひしは、余の我慢なり。又しゆん刻眼を無視せしに当る。是れ予の不徳の二なり。又かゝる事を思考せば、之を政府の当局者及び本部当事者に謀るべきに、たとひ一言たりとも、又内々のもの文にせよ、苟も公開の席上にて又云々せしは予の不徳の三なり。又事の如何に拘はらず、他の感情を害せしは予の不徳の四なり。而して予は、当時又新に一つの教理を発見せり。そは天理教の教理は箇人の心靈を救済するものにして、団体の改革を要求するものにあらずとの事是なり」と、よりはっきり記されている。

そしてさらにこの文章では、自分の信仰には変わりのないこと(四の箇所)、教団の内部は二派に分かれて争っているという記事は誤りであること(六の箇所)、松村幹事は逮捕されるようなことをする人物ではないこと(七の箇所)を記している。

「問題中の天理教」は、広池が天理中学校長および教育顧問を辞職した直後に、一般人に向けて書かれ公開された文章であるだけに、そこに書かれている辞職に係る記事は当時の広池の心境をもっともよく表しており、また吟味して読まなければならない文献である。

#### 四、管長追悼講演原稿について

モラロジー研究所研究部の広池博士研究室では、二十年以上にわたって広池が遺した膨大な遺稿類の整理を行っている。整理がだんだん進むなかで、これまで存在しないと思われていた追悼講演の原稿らしきものが数年前に見つかった(【史料2】)。

この原稿は七十四枚の半紙に墨で筆記されたもので、題はなく、ただ第一、第二、第三……と、三十箇条にわたってメモ風に書かれている(第十八は欠落)。最後の部分には、附説として「右は予の実際上の安心立命を極めて一端を述べしもの也。此外予の学者としての思想上の安心立命の基礎に至ては、別に他日を以て講ずべし」とあり、講演にあたって使用されたものであることはわかってきた。このメモが「管長追悼講演原稿」であると判断した理由は次の通りである。

まず講演内容で、時期の判明する事件を取り上げると、第九の「三十年祭迄に」(三十年祭は大正五年一月)、第十五の「天理教教育主義参考」(大正三年六月発行)があり、第二十一に「昨年八月」「昨秋」以降は準禁治産に対する反訴の行為をしないよう警告している旨が記されており(「広池千九郎日記」大正三年十一月二十二日参照)、第二十四に第二次大隈重信内閣の成立(大正三年四月)、さらにその少しあとに甲賀大教会会長夫人の死去(大正三年九月二十三日)が記されている。このようなところからは、この原稿が大正四年に書かれたことがわかる。いっぽう大正四年六月の松村吉太郎の逮捕された事件のことが記されていないことから、この原稿が大正四年の前半に書かれた可能性が高いと言える。

さらに第一に管長が「部下の埃」を負うことがあることが書かれ、第二に「管長閣下の御悩み御帰幽は、部下の埃を負ひ玉へる結果」と記され、そして第三に「管長公の御帰幽によりていづむ(意気消沈する、ぐずぐずする、という意味)ものありと云ふが……」として、以下に自分の信仰の在り方および一般信徒の信仰の基礎と考える一名一人の教理(一人ひとり自分が自分の行動・心使いを反省しながら人のために努力すること)について語り、信徒を励まそうとしている講演の導入の仕方が、まさに広池が「問題中の天理教」に記している「管長帰幽の爲め部下の人心萎微せん事を恐れ、奨励の爲め教典の文面に現はれし丈の教理にては浅し、今一步進みて天啓の真

理を味ひ勇往邁進せよとの事を述べしもの」(「信徒を励ますつもりで述べた」という追悼講演の趣旨と符合するところから、この文章は追悼講演の原稿として書き始められたものと推定できるのである。

ただし第十の項目の書かれた四枚の用紙だけに頁がつけられていることや、第二十一の末尾に別紙として準禁治産の件については言及しないで欲しいという要望が他人の筆で書かれていること、第二十三の文末に補足の文章が加えられていること、第三十として団体の改造を直接には目指すものではないことが記されているところからは、この原稿をもとに何回もの講演が行われた可能性のあることも示している。

ところで先に『広池千九郎日記』からは、いつ追悼講演がなされたかを知ることができないと記した。これまでに、この追悼講演は、一月十二日に行われたもので、内容は一月八日の葬儀における弔辞を更に詳しくしたものであり、この時の講演が問題となったと理解されてきた(「大阪毎日新聞」三月十三日などによる)。しかしなぜ一月十二日の講演が、一カ月以上も過ぎた二月の末になって急に問題となったのだろうか。この点が気になってきた。

ところが追悼講演会は、五十日祭のときに行われ、その時に広池は三時間にわたって講演を行ったという記事が見つかった(土佐忠雄「天理教青年会史」第二巻、三〇〇頁、昭和五十年)。五十日祭が行われたのは二月十八日である。もしこの日に追悼講演会が開催されていれば、その直後の二月下旬に問題化したことは辻褃があう。そのような目でこの原稿を見直すと、第九に「申したき事は尚山々あれど、今日はこれにて止めます」という文字がある。このようなことから、この原稿は一月十二日の講演をさらに補足・訂正して、五十日祭のときに使用されたものと考えられることもできる。なお一月八日の弔辞と、この原稿とはまったく別のものである。ただし弔辞の中で広池は、非常に重大な事を一言すると前置きして、天理教の形式的独立を真の精神的独立にしなければな

らない、そのためには教理の精神的独立が必要であるとして「只天啓の御言葉に従ひ、純教理を旨として」人心救済に従事しなければならないことに言及している（『血を吐く思ひ』『道の友』故管長閣下御追悼号）。

さて追悼講演の内容は、信仰や教理解の在り方から教育制度や布教制度の在り方まで、ひじょうに広い範囲に及んでいる。ここでは細部にわたって紹介することは差し控え大枠を示すことにとどめるが、この文章には当時の広池の宗教や信仰に対する考え方がよく表れている。もっとも細部に拘泥すると、矛盾するようなことが述べられている箇所もあり、全体として広池が何を言いたいのかを心して読まない、読み誤るおそれがあることを一言しておきたい。またこれはあくまで講演の原稿であり、実際の講演では書かれていること以上に話が及んだことも忘れてはなるまい、講演は三時間から五時間以上にわたったというのであるから。

まず第一から第四にかけては、信仰の目的は一人ひとりが自分の因縁を自覚して神を模範として努力すること（二名一人の理）が必要であることが述べられている。第五から第七にかけては布教のあり方について、天理教の目的は病助けや教会の事務を行うことではなくて人心救済であり、そのためには恒久的道徳心の養成が必要であること、第八では学問と信仰心の両方が必要であること、教理にもとづく教育機関の必要なが述べられている。

第九が、明治四十一年の一派独立の際に行われた種々の改革に関して言及した問題の箇所である。ここでは明治教典が不十分なことや、大和舞や祭式や祝詞などの式典で用いられる形式——これらはすべて独立に際して導入されたもの、および布教師の階級制度などを改良することが必要なこと、教理研究をもっと行わねばならないことが述べられている。この辺りには、広池の神道理解と一派独立にあたって関わった神道本局関係者の神道理解との間に、かなりの違いがあったことを示唆するものでもある。

第十から第十三は天理教と社会との理想的な関係について言及した部分で、信徒の偏狭な態度や文明進歩を無視するような態度、他宗教と争うような態度を戒め、社会の向上のためには一人ひとりの心使いを改める必要があること、逆に一般社会における悪習（形式を重んじ、いたずらに大となることを望み、贅沢・奢侈を求める風潮）を受け入れる必要のないことが語られている。第十四から第二十にかけては信徒の態度について言及している（第十八はない）。驕りの心や忘恩の傾向がないかを警告し、他人に対して欠点を挙げて非難する態度や、貧富の差や身分の上下によって対応を変える態度、非信者を蔑視するような態度は誤っていることを指摘している。

第二十一から第二十九にかけては、天理教教理が、自分の悪因縁を切るために人を助けるといふ心使い、慈悲寛大・無我の慈愛の精神が重要であるといふことを説いている点で、新道徳として優れていること、また単に法律を守れば良いという考えや、従わざせるために絶対服従という教理を持ち出すことは誤っていることが説かれている。第三十には、団体の改造において天理教信仰は他と争うことのないことが記されており、その誤りの例として自分の事が書かれているようにも読めるから、この部分は追悼講演が問題となつてから付け加えられた可能性のあるところである。

以下に「問題中の天理教」と「管長追悼講演原稿」の全文を示す。用字用語については、両者ともに適宜句読点を補い、後者についてはカタカナをひらがなに直した。なお註の天理教用語は『天理教事典』（おやさと研究所、昭和五十二年）を参考にした。

問題中の天理教

法学博士廣池千九郎自記

(一) 天理教本部家宅搜索の事件<sup>(1)</sup>発生以来、蜚説粉々として極りなく、中には子の談話など云ふもの府下二三新聞に掲載せられつゝ、ありて甚しき誤説を伝へ、全く子の面会もせず談話もせず関知せざる事を記述せるを見る、然るに貴紙は宗教新聞なるを以て此点に就き深き御注意ある事を信じ此間の真消息を記して通信す、幸に之を江湖に報ぜられん事を乞ふ。

さて、予は昨年二月十九日京都市会議事堂にて講演を為せしが、其際偶々西本願寺事件<sup>(2)</sup>発生中たりしかども、一言も之に言及せざるのみならず、極めて仏教ギリスト教等先輩の宗教に對して其の權威を尊重せしかば、当夜来會せし京都各新聞記者及び支局の諸君は講演後予の態度を評してこれ教理の然らしむる所か貴下の意思かと問はれたる事ありき、時に予はこれ素より天理教教理の然らしむる所にして又不肖子の信念然るなりと答へし事を想起す。これ此心即ち所謂宗教心にして慈悲の心と自觉致し居る次第なり、予は世の新聞紙がすべて何人に對しても其人の浮沈に關する場合に之を記述するには能く此心を体せられん事を希望して止まず。

(二) 先づ順序として予と天理教本部との目下の關係を一言すべし。想ふに多数の人は今日予と天理教本部との關係を想像して、予は当春天理中学校長の名義を去りたれば、当然今回問題の中心たる松村幹事<sup>(3)</sup>と衝突し居る事と思考するならん、随つて遡つて予は天理教のすべての問題に對して反感を有し、殊に独立當時の關係者及び松村幹事を輔くる所の三橋顧問<sup>(4)</sup>等とも間隙あるもの、如くに推測風評するものあるに似たり、然しながらこれ皆大なる誤にして天理教の信念の如何なるものなるかを知らざるより起る誤解なりとす、夫れ今春予の辭職は予が教典の記述に不備の点ありて天啓の真髓此内に具備せず、随つて人心救済には今一段深き教理の修養を要すとの事を説きしに、之を大宮教頭<sup>(5)</sup>に報告せしもの針小棒大に云ひふらし、之が為に氏に誤解せられて其反対を受くるに及び、予は天理教の信念によりて引責せしものにして決して他を怨む事なし、何となれば若し万々一にも自己の心埃の結果を我因縁と悟る事なくして他を怨む事あらば必ず大なる神罰ありとの信念極めて堅きものあればなり、予は爾來日夜神明に懺悔して本部は勿論、大宮、三橋二君に對しても、却て予をして一段信念を向上せしめたる恩人として感謝し居る次第なり、豈敢て之を怨むなどの事あらんや、況や又予と何等關係なき當時の關係者に於てをや。

果せる哉予の健康は該事件の発生以来今日に至りて、其間長途の旅行其他種々の心労を経しも益々好況に向ひ、見るもの皆予の心使ひの如何を推測し給はる

〔注〕

(1) 大正四年六月二十七日に、天理教独立に絡む贈取賄容疑で天理教本部が家宅搜索され松村吉太郎が収監させられた事件(小川事件)。松村は無罪となった。

(2) 大正三年一月十三日、西本願寺大谷派の慈善財団役員五名が背任・横領および文書偽造の容疑で収監させられた事件。当時の西本願寺には改革・非改革の二派があり、法主の大谷光瑞を巻き込んで争っていた。この事件はのちに宮内省にも飛火し、光瑞は管長職を辭職することになる。

(3) 松村吉太郎權大教正(教導職の位)。天理教本部の要職を歴任した當時の中心人物。

(4) 三橋要也。

(5) 大宮兵馬天理教校教頭。国学院講師・学習院教授などを経て、明治四十三年に天理教本部に入った。のち龍田神社宮司。

次第なり、現に取り分けて予の所属教会の上級教会長蒲生分教会長安井藤市氏よりは、

拜啓(中略) 私儀愛知県知多郡東浦村大字緒川に於て教会新設願出られ候に付、山崎房藏先生の御苦勞に依り本月十一日より御視察御伴仕居る処へ、御尊書を詰所より御送附被成下謹んで開封致し候処、御真実(中略)奉万謝候、就ては部内之者へ先生に係りたる大事情、五十日間(三月十一日より四月三十日まで)の道すがら、先生の御教理服従の大決心御咄し申候得へば、何人もなみだを流し先生の御心底にかなんせぬ者は只一人も無御座、実に先生の偉大なる事此上もなき実に我等大悦仕居、思へは先生の為めには□□様神様で有つたと実に喜び奉候、先は御伺旁々御勤務中御身大切被成下度、我等方にも御守護祈願致し居候間、宜敷万事御心使御氣配りの程奉願上候

大正四年五月十三日

豊武支教会に於て

廣池博士殿

安井藤市

(かゝる書面以外にもあり)

安井氏は甲賀詰所建築委員として恰も右の事件中御地場に滞在して親しく予の状況を見たる人なり、予の教典の件は予が二月二十二日本部を出で、兵庫県下巡回中より起り三月十一日帰本して始めて之を知り、遂に四月三十日に至て引

(6) 各地方教会の天理教本部における信徒の宿泊所。

責告别し、五月一日より岡山、広島、山口三県下の巡回に出でたり、右の書面は其途中にて受取りたるものなるが、爾来予は纖弱の身体にも拘はらず健康益々加はりて今日(七月四日)に及ぶなり、夫れ事情で苦むか身上(身体)で苦むか、我々の如き悪因縁のものは何かにて贖罪の必要あるべし、他に誤解せられて災難を蒙る事せめての罪亡しなり、而して蒲生会長の言の如くに感謝の外之なし、而して予はこれによりて事情を以て身上に代へたる事教理の示す所偽なき事亦之を確認するを得たり。

(三) 而して是に至て予は所謂予の教典に関する意見に就きて一言すべし。抑も天理教には教祖の接受せられたる天啓の教理あり、此教理中には借物の理と云ふ事ありて、これによる時は我生命、財産、自由の全部は皆神のものにして又陛下の御所有なり、故に一旦緩急あれば義勇奉公を致す事は勿論、平素と雖も常に執着(所謂八埃)を去つて国家社会の為を思ひつ、努力せざるべからず、從來世人は皆善行を為し努力を為すも、借物の理を悟らずして内に執着の念を有しながらに形を働かすが故に疾病不幸之より起るなりと云ふ、これ真に宇宙の真理にあらずや、而して能く我国体の精神に適し又我固有神道の教理に合するものと謂ふべし、予は夙に国学に志し伊勢神宮に奉職する事前後十九ヶ年間の久しきに及び、予の言論著書たるや皆悉く熱烈なる敬神尊皇愛国の主義を説かざるものなし、此故に今天理教の教理を聞きて感激する事亦無理ならざるべし、

(7) 対人関係における困難な事態。

(8) 肉体の上に見れた困難、すなわち病氣。

(9) 天の啓示のこと、具体的には中山ミキが記した「おふでさき(御筆先)」「みかぐらうた(御神樂歌)」などを指す。

(10) 惜しい・欲しい・憎い・かわい・恨み・腹立ち・欲・高慢の八つの利己的心使い。

(11) 神宮支庁が行っていた「古事類苑」編纂に携わったこと、神宮皇学館教授として伊勢に赴任したことを指す。



殊に教祖の歌中には、

日本見よ、小さい様に思たれど、根があらはれば恐れ入るぞや。

枝先（外国）は大きいに見えてあかんもの、搦へば折れる先を見てるよ。

同じ木の根いと枝とのことなれば、枝は折れ来る根は榮え出る。

今迄は唐や日本と云ふたれど、これからさきは日本ばかりや。

と云ふ事あり、其尊皇愛國の教理の甚深なる事推して知るべし、乍併惜い哉天理教最初の信者は学問教育乏しかりしが為に、未だ個人救済の範囲より進んで国家的觀念の闡明にまで及ぶ事能はざりき、是故に外部より天理教を見るもの皆誤て天理教には国家的觀念これなしと思へり、これ蓋し独立請願の際政府当局者の教典編纂を天理教に命ぜし原因ならん。而して現時の教典の作成を見るに至れり、乍併該教典には右の借物の教理なく隨て其国家的觀念に対する所説根本的ならず、是を以て予は之を輔益改訂して布教上直に実用的たらしめ以て教師信徒を満足せしめんと志あり、故に予は故管長追悼演説中に教典を評して小学校の修身書の類とし、其主旨精神は素より立派にして教理の精神具備すれど其所説浅きが故に、これ丈にては人心を救済する力に乏しければ教師は須く努力を要すと説きしに、之を種々誤解せられて粉紼を生ずる事と為れり、是に於て予は更に深く教理を研究して去就を決せり、而して第一に謂へらく、教典はたとひ不備の点あり布教上の不便あるにもせよ、しかも教理の意義を發揮

して天理教の如何なるものなるかはこれにて十分に明に為すを得るものなり、而して其足らざる所は教師の努力を以て補充すれば可なり、然るを予の今之にたとひ僅少たりとも批評を加へしは、本教典の作成に従事せられし先人の功勞本部の苦心を無視するに當る、是れ予の不徳なり、而して予は当時外部の人よりは全然誤解せられて大なる反対を受け、又内部の人よりは若し教典に不備の点あらば何故に内々に政府当局者及本部当局者に相談をして呉れぬか、何故に之を内々のもの丈にもせよ公開的に似寄りたる追悼演説会にて発表せられしやと云はれて大に恐縮したれども、元來予は教典に対する意見をかゝる席上にて発表せしにあらざりして、只単に管長婦幽の爲め部下の人心萎微せん事を恐れ、奨励の爲め教典の文面に現はれし丈の教理にては浅し、今一步進みて天啓の真理を味ひ勇往邁進せよとの事を述べしものなれども、事予期に違ひ内外より誤解せられたるは真に予の不運不徳の致す所にあらずして何ぞや、悪心悪行ならば不得已事なれど、善き心にて善き事を為したりと思ふ事が却て身の仇道の仇と為ると云ふに至つては、先天的不運は申すまでもなく現に何処かに不徳の心使ひの存せしや疑なし、之をしも懺悔せずして將た何をか懺悔せんや、而して斯ゝる事は既に古人も実験せし事ありと見えて、ジョン・ラボックなども之と同様な場合の教訓を垂れられたるを見る、何れにしても既に、る事の生ぜしは予の我慢の心使ひ<sup>(13)</sup>瞬間限を無視する心使ひ等不徳の爲に外ならず、而してよ

(12) 人類学者、もとは銀行家。ジョン・ラボックは明治期の日本で愛読された『人生の効用』という人生論のなかで、聖ペテロの言葉を引いて、不当の苦難に遭遇したとき、神に対する良心のために耐えることは神の心に沿うことであると記している（『論文』⑤五一—五二頁参照）。

(13) 広池は、我慢・忍耐などの心使ひを八埃に加えて利己心に基づくものとみなしている。

(14) ものごとは時機時節を得たときに成就するという教え。

しや又事の如何に拘はらず他の感情を害せしは予の不徳たること論ずるまでもなし、而して予は当時又新一の教理を發見せり、そは天理教の教理は個人の心靈を救済するものにして団体の改革を要求するものにあらずとの事はなり、從來世人は皆団体の不備を改めんとす、是れ争ひの基なり、天理教は箇人の救済を目的とするのみにて団体の改造を企つる事なし、是れ新天啓の特色なり、然るに今予の教典に対して考へを有せし事は此教理に反するものなる事を發見せり、是れ亦予の不徳なり、且事の理非の如何によらず、予は常に畏多けれど天祖天照大神の素盞鳴尊に対する慈悲寛大自己反省の御聖徳を以て教祖の道天理教の信條と称し、自ら之を實行し又之を人に勧めつ、あり、此故に今回の事件に当りては誠心誠意自己の不徳を反省懺悔して退隱せる次第なり、元來予は前に一言せし如く多年尊皇愛國の主義を鼓吹し神宮及び皇室中心主義と神社崇敬主義とを主張し、天理教本部に入りて中学校長の名義を負ふや教祖立教の精神も亦素より茲にある事前述の如くなるが故に、直に其主義を教育上に実現し、天理教々育主義と言へる冊子<sup>(15)</sup>を著はして其中に極力神宮神社崇敬の事を記載し、之を職員生徒及び希望の信徒に配付せし次第なり、且予は一昨年以來各地に出でて講演を為す事少くとも二百回を下らず、到る所正々堂々団体論を主張し、以て國民の統一地方民心の振作に資せり、何を以てか軽々に天理教々典の内容たる敬神尊皇愛國の主義を非認せんや、是れ全く伝聞の誤より出でし一時の出

(15) 『天理教々育主義』大正三年六月発行。広池の天理中学における訓示類を集めたもの。

來事なれど、凡そ他の人の激せし時若くは思ひ込みし時に之と相争ふは、平和の手段によりて平和を建設せんとする天理教の主旨に違ふを思ひ、当時余は懺悔謝罪して遂に引退せし所以なり、是故に予は何人に向ひても之を感謝するのみ怨恨する事なし、信、未信の人士余の微志を諒とせられん事を乞ふ。

(四) かくて予は天理教に於ける一切の職名を去りしも、素と予の本部に入りしは本部の或る一定の職員として雇はれしにあらず、信仰上本部に引き寄せられしものなり、是れ教祖在世以來天理教の慣例にして本部現時の先輩皆然り、此故に職名を去るも本部は猶依然予を本部に留めたり、予も亦信仰の上より、世界中本部の所在地たる御地場<sup>(16)</sup>より難有処なければ、御地場に在りて信仰を継続するは出で、信仰を継続するよりは一段喜ばしき事なるを思ひ、感謝して本部に留れる次第なり、而してかくの如き事は恐くはこれ天理教信心の特色にして、予を留むる事子の留まる事と相互の間、かくても猶ほ何等の隔意なき事とは、真正なる平和を世界にせんとする新天啓の最大意義なるべし、而して予は今や東京、大和の間に住して研究と著作とに従事しつゝあるなり。

(五) 然るに世人は余の志を知らざるもの多く、既に今春余の引退に際しても大官教頭に対して個人の攻撃を為せる新聞ありき。若し余の引退を惜む丈の文ならば如何に余は難有く思ひしならんも、大官教頭の人身攻撃を併せ為せるを見て落胆且懺悔せり、而して其新聞紙の為に惜めり、今回東京、大阪二三の新聞紙

(16) 天理教信仰の中心、すなわち本部を指す。

に余の談として現はれたる中に、大宮、三橋、神崎<sup>(17)</sup>諸氏が松村氏と共に当時の二局長に向つて独立運動を為したりとか(一宗教の独立が局長の力にて出来るものと思ふもの、所為ならん)、又は教典は賄賂にて作れるものなりと云ひし云々と記するは、全く或は伝聞の誤りか若くは為にする所ありて報告せしものと思はる、信、未信の人士願くば之に誤まらる、事勿れ、反問苦肉の策は古来多く存するところなり。

(六) 乍併由来世上に於いては天理教本部の内部は二派に分れて相争ひ居ると云ふ伝説あるが如し、これ今春以来屢々新聞紙に現はる、所にして今回此事亦各新聞紙に散見す、而して其首魁として松村幹事と諸井本部員<sup>(18)</sup>とを相対す、然るに近時又偶々元諸井本部員の創立せられたる山名大教会の信徒に大平氏<sup>(19)</sup>ありて本部の改革論を唱ふ、是に於て今や其事頗る信ずべしと為すもの教会内にも亦之あるが如し、乍併是れ皆実に皮相の見にして根本的に誤れり、予は古き歴史を知らざれど、最近に於ける松村、諸井二氏の心事は大略之を知るものなるが、想ふに甲は天性温厚の士にして且本部の当事者なるが故に、すべての事皆蘊蓄して満を持して放たざるの風あり、而して乙は宗教家の本領を現はして極めて徹底的なり、而してすべて本部の諸先輩は水の如く玉の如く温和円満一言の圭角なきに、独り諸井本部員は確乎たる意見を立つるを以て、稍々此間に在りては目立つ気味あるを免れず、併し余を以て之を見るに、諸井本部員は天性卒直<sup>(20)</sup>、

信仰熱烈にして故御本席<sup>(21)</sup>に寵せられ、其愛嬢は生後十カ月にて水の御授<sup>(22)</sup>を受くと云ふ道の中にて尋常の人にあらざるを知るべし、常に本部の理を重んじ屢々根に培ふ<sup>(23)</sup>の言あり、且又一寸心使ひが悪るかつた為に御叱りを受けたなど(余の岡山へ同伴せし時など屢々此言あり)話されて、天真爛漫本部を思ふの至情は常に言行に流露せるを見る、何ぞ本部の内二派に分るるなどの事あらんや、其大平氏の説は必ずしも悉く山名大教会の流せる教理にもあらず、又勿論余とは根本的に大なる相違あり、此間何の關係も之あるなし、而して今日彼我教理解釈の相違は他日必ず一致するを確信して疑はず。

(七) 次に今回の事件は、余は全く其顛末の一部分をも端倪し得ず新聞紙を見て始めて知りしのみ。之が為に其事件に關しては一も之を想像するを得ざれど、新聞紙の伝ふる所の独立問題、会計問題等は、恐らくは頗る誇張妄誕の報告にあらざるなきかと考へ居るなり、余は以前の事は知らざれど、松村幹事の人格は断じてかゝる不正の事を為して私腹を肥す如き人にあらず、其誠心誠意道に尽すの精神は余能く之を知る、余が本部に入りし所以も一は故管長と松村幹事との人格を信ぜしによる、即ちたとへ天理教の教理は宜しくして之を信仰すとも、当事者にして不正ならば決して与に事を共に為し得ざるが故に余は本部に入る事を肯ぜざりしなり、此故に余は此点より松村氏の心事を推測し今回の事件を樂觀するものなり、要するに凡そ宗教心なるもの、真意義未だ一般に解せられ

(17) 神崎一作のことか。神道学者、神道本局管長代理。

(18) 諸井國三郎。

(19) 大平良平。『新宗教』誌を發行して、その中で明治教典廃止、本部改革、神道よりの独立を説くとともに、独断で『評註御筆先』を印刷販売した。

(20) 教祖中山ミキの没後、天啓を引きついで受け「おさしず(御指図)」を記した飯降伊蔵のこと。

(21) 「授け」とは神の恵みである特定の儀式によつて取りつぐことをいう。色々な形式があるが、水の授けとは、形式的には口に含んだ清水を病人に与えることをいう。

(22) 神の意志に従つて修養・行動して、その意志を実現して行くこと。

ず、殊に天理教の真相に至りて然るが故に一言記して之を弁明せしのみ、而して凡そ現代の人類は未だ完全の域に達せず正に進歩の途中にあり、故に其各自の因縁よりして讒誣、中傷、疾病、争闘乃至種々の不幸災厄絶えず吾人の心身を包围攻撃して不平、煩悶、苦痛、悲哀の種子を散布して止まず、宗教の信仰は即ち此間に在りて毀替得喪出来る出来ぬの結果を余処に見て、己を修め人を化せんとして努力奮闘しつ、感謝生活を送るに在り、彼岸に達するは必ずしも一代の事業の能くする所にあらず、航海中の安全亦必ずしも期すべきにあらず、要は只吾人善意の努力の結果が後人の為に一の暗礁一の善航路を発見し得れば幸たるのみ。

大正四年七月四日起草

【史料 2】

〔管長追悼講演原稿〕（仮題）

第一

一、信仰の基礎は、一名一人の因縁<sup>(1)</sup>を自覚して無我の努力を為すに在り。  
 一、次に、管長様の如き御方は部下の埃<sup>(2)</sup>を御負ひ下さると云ふやうな事もあれど、これは一般信仰の基礎にはならず。  
 一般信仰のきそは、一名一人の因縁の自覚と其断除の為に、それ相当の無我の努力をなさしていたゞくに在りと考へて居ります。  
 吾々下々のものには上つ方の事は要なし、吾々如き下々のものは下のものに必要なる一名一人の教理を研究させていたゞきまじやう。

第二

一、管長閣下の御悩み御帰幽は、部下の埃を負ひ玉へる結果なる事。

(1) 甲) その理は万有一体なるによる事。

(2) その埃の大勢につれて、やはり心に曇りを生ずる事。

(丙) その代表者は責任の重きものなる事。

(2) その傍例は孝明天皇、明治天皇、皇太后すべて。

(1) 一人ひとり異なっている運命や境遇を成り立たせている、一人ひとり違う種々の要因。  
 (2) 利己的な心使い。

第三

一、管長公の御帰幽によりていつむものありと云ふが。

一、予は神を目的にし神の理を行ふ事を目的にして信じたれば、一切人間を当てにせず、只御教祖の人格と其他の崇高純潔なる人格にて神に似、又は神に近しと思ふものをばすべて之を模範とす、しかしこれは神をもはんとする心より、生きたる目に見ゆる神の働きの一部分として、之をイミテトせんとするにあるのみ、之を完全と見て之にならふに非ず、故に何人が何となるも我信心は終始一貫なり。

第四

一、右の、神を目的とする信心の本は、一名一人の教理と云ふ事によるのである。

これは上の人必しも心よからず。

其内二つの種類あり。

甲は、一旦は心清くなりて助かり、段々道を働きて上になり地位を得、それから遂に再び元の因縁現はれて無慈悲になりし人あり、これ大抵十人の内八人まではかくの如くなりて死する也。

次は、天り教は世襲なるか故に、二代三代の後は、初より信仰もなくして職業的に世襲するものを生するなり、かゝる会長役員は初より人の長たるかし、故に上

(3) 意気消沈する、ぐずぐずする。

に立つ人必しも御道の正道を通る人とは云へず、是を以て上の人の不都合を見て自ら助かる道を通らず、或は争ひ或は道を去る如き事あらば大なる損なり。故に、人は人我は我にて通る覚悟をすべし、これ大なる安心立命也、人によりて我心を動かすは安心立命にあらず。古きものはまだよくき人多数、新しき若いもの少々教育あるものは中々生意気なもの多し、教理は分らずに色々の事を云ふて先輩を批評し教会に服せず。一、一名一人。

他人の事、上の人の事を見て、いつむは不可。

○之を攻撃するとか忠告して争ふとか急ぐとかは、皆我まん也我身かわい也。人が何事云はうとも、ゆつたり修めて御辺に感化を及ぼすのみ。

○天下皆不完全なり、進歩の途中なり。

又、上の人は大切なれば、担任をば献身的の人にせよ。

これは心が第一なり。

学文財産はなくてもよろし。

仁心うすく学文財産ある人の講は発達せず。

只学徳兼備は十分也。

一名一人の教理を、予は自分が助かり又多の人を助けて、

(1) 教理と、(2) 学理上と、(3) 事実上より確めたり。

(4) いずれも利己的な心使

自分の伝。

#### 第五 天理教の目的

一、病助けは目的にあらずして人心救済が目的なり、故に恒久的道德心の養成に力を注ぐ事。

#### 第六 人心救済の本義

一、御助は御道の目的にして、教庁・支庁・事務所・詰所の事務は、之に伴随する副事業たるのみ、本末を顛倒せば御道にあらず。  
一、救済は目的にして経済は之を達する手段たるのみ、亦顛倒すべからず。たとへば物を買ふに、妄りに之をね切る事良き物品を撰抜する事は教祖の行に反す、高きものは之を買はざるを可とす、公用品の如きは別に求むる方法あり、予は堅く之を實行しつゝあり。

#### 第七

一、講社を争ひ名称を争はず、且急がず自然を待つ。

#### 第八

一、御道の本旨は、信心堅固にして且学文才幹あるものを尊重するに在り。信心なき学者は何の用にも立たず。之と同時に学文教育亦大に必要なり。  
一、御道式の教育は、天理教のきそを確立する根本事業なり。随て多数の生徒を中学に入る、事を勉むべし。又其生徒を大切にすべし（賄・待遇）。  
一人の生徒にて如何なる大□となるや知れず。  
一、只教理を助けざる世間的教育は、御道の中には之を受けしむるも益なし。随て教校入学生の如き、先づ因縁を聞分けて道に進まば、教校入学の資金を教会に献納するか又は自己の布教費用として布教を為さしむべし。  
而してその人若し真の誠あらば、講社の結集忽に成るべし。  
而る後、其成る所の信徒その人の必要に應じて、教導職を取る為に各自贖金して之を教校に送る場合に入学すべし。

自己の資金にて入学し、其上にて御助に従事せんとする如きは世界並なり、取るに足らず。而してこの両者の布教に従事する時の心使ひを考ふるに、甲は神と信徒との力をたよりとする外道なきが故に誠の度強く、乙は自己の財をたのみとして教校に入り、又自己の教導職の免状をたよりにするが故に成功甚疑はし。

一、学文の必要は今更云ふを須たず。乍併御道に従事せんとするものを、他の世界並の中学に入れ、又中学を卒業せしものを世界並の専門学校や大学や私立学校

(5) 人間世界の考え方、とるにたらない考え。

に入る、如きは大きな誤なり、尤もこれも堅実なる精神の子弟ならば格別の事にして、又現時御地場に其機関なきが故に大学に入る、丈は已むを得ざる事なれど一般にかゝる風潮に赴かば御道は根本より覆るべし。

御地場にては、教理を土台にしたる専門学校・実科高等女学校の開設及中学の拡張は、先管長様も十二分に必要と仰せられ、松村幹事も素より其必要を認められ、予は其立案を為して本部に差出しあり、恐くは今回何れも其設立を見る事と思はる。

### 第九 教理研究

一、私は教典を以て不完全と見て居ります、大和舞も難有く思はず、祭式ものりとも今の物は将来全く改良を要するものと思ふ、又教導職も追ては御道には入らず、御助には不用と思ふ。しかし過渡時代の制度として、今日は素より之を不用のものとは思ひません。決して排斥は致しません、時を待つ。

後には、心の誠と、形の上には御手振と神楽と御授とあれば宜しいと思ひます。

一、すべて今日まで、真の教理の研究が十分ではありません。今一つ深く教祖の御心御行ひを御研究なし下されたし。

一、今一般私の注意を御用ひにならば、三十年祭迄に今一段進むべし。

一、申したき事は尚山々あれど、今日はこれにて止めます。

一、御詞と御筆先とを研究すべし。

予も乍不及力を御貸し可申、元来古き役員信徒は、たとひ学文はなくても真の教理に深き所あり、然るに今御道に若き人々の有様を見るに、学文はとにかく御道の理に疎く、且其心使甚浅くして真に憫むべきものあり。而してこれ少数にあらずして滔々たる教会の若き役員、青年皆殆ど是に□し。御道の将来は如何になり行くにや。今回の大変事を等閑視せば、大変忽ち各自の足下に起るべし。

### 第十 天理教の道德の程度と布教法

一、従来の布教者信者中には、無学無識のもの多く、又平素世間通常の道德をも行はず、又行ひ得ざるものにて、一朝難病の爲に入信せるもの多し。

悪人位は、旧来の教にて改むるを得る也。

善人の感服する道德ならざるべからず。

教理の事を得ずして、徒に基や仏と争ふは大誤也。

是故に彼等の信念はたとひ純粹堅固なるも、其精神偏狹を免れず。随て其熱心なるものは直に自己の全財産を投じて教会を組織せしが、これ素より人心救済の爲なれば国家社会の爲め大なる善事たり。乍併之を以て直に因縁の異なる他のものに向て単刀直入に亦之を強ふるもの多し。是に於て社会の反抗を受け忽ち失敗を招きしもの少からず。又医薬を排斥して、天理若くは御授けと一包の風薬とを同一視し、文明進歩の過程をも無視して、為に社会の嗤笑を買ひしもの甚多し。又

(6) 天理教では、明治四十一年の天理教の一派独立にあ

たつて大幅に神道の儀式が取り入れられた。その一つが雅楽の大和舞であり、祭式もこのときに「祭式作法及び葬儀式」として定められた。またその祭儀の際には神道式の祝詞が使用されていた。祝詞は昭和六年に口語体となり、戦後廃止。

(7) 明治十八年に天理教が神道本局の傘下として布教を許されたときに、当時の神道教導職の職階を導入することになった。職階は、大教正以下、権大教正・中教正・権中教正・少教正・権少教正・大講義・権大講義・中講義・権中講義・少講義・権少講義・訓導・権訓導の十四階級からなる。戦後廃止。

(8) 「おつとめ」をするときに「神楽」(「みかぐらうた」)を唱えながら手を振る、これを「お手振り」という。「おつとめ」とは、天理教本部においては例祭のときに行われ、また教会や信者の家庭で朝夕に神に対して感謝やお礼を申し上げることをいう。

(9) 救済のために、ある儀式によつて神の恵みを取り次ぐこと。息の授け、食物の授け、水の授けなどがある。

(10) 中山ミキの天啓を引き継いだといわれる飯降伊藤本席の口から出た言葉を記した「おさしず」のことと思われる。

(11) 教祖中山ミキが神の啓示をうけて明治二年より十五年にかけて記した十七号一七一一首の和歌を指す。

天理教を以て従来の仏教ヤソ教と同一視して之と競争的態度を執り、医師僧侶の爲に並びに反対せられしもの亦尠からず。

天理教は心の道にして、人をして従来の心使ひを改めしめ、因て以て疾病、貧賤、不時の災難等一切の不幸の根を断除せしめ、人心の向上と箇人及び社会国家の幸福とを増進せしめんとする目的を有する新宗教なり。而して其手段は、吾人現在の境遇其ま、に只其心使ひ丈を改めしむるに在り。加之、其改め方は一部分づ、且少し計りづ、改めて行き、訓練的教育的に時日と共に大なる向上発展を為さしめ、以て大なる幸福の域に達せしめんとするに在るなり。

第十一 社会指導と社会調和との別及調和の方角を誤りはせぬか

一、調和の仕処を誤る。

1 教理を薄くして社会の道に入る、事。

・ 国民道德とか何とか云ふ如き事にて人を集むるなどは誤也。

・ 財産を道に入る、事は正也。

・ くすりをのすた事も正也、電気をつけず自らき、分くる事は正也。

2 教典や大和舞や祭式のみ心に入る、事。

3 教導職を望むは悪可。

悪

一、座ぶとん・ねぶとん・建築・衣食住、社会との釣合。

一、医薬。

子は電気を断る。

4 布教を争ひ教会を争ふは不正也。

一、弊源は二十日五年来の事也。

世間を飾る仕事のみする事となれり。

一、大教会の子供を若様と云ふ処あり、且座ぶとんなど分に過ぐ。

社会との釣合とれず。

田辺氏(12)の話によるに、土方伯等も茲を奢に思へり。

刀を求むるやら、床飾りなど柁の一枚板を用ふるなど、宗教としては不用也。

一、大和舞廃止の事。

一、知て云はざれば誠なし。管長様の御かくれと云ふ事は実に大事と私は考ふ。御採用被下すとも宜し。

一、生産的事業。

学校・教育費・寄宿・講演・布教。

一、不生産的。

○管長公は御居間を延引せり。

一、鮮かなり慈悲也。

(12) 田辺頼真、斯道会の実務を執っていた人物。

(13) 土方久元、斯道会々長。大正二年六月天理教本部を訪問し、国民道德の振興に教団と協力することを約束した。



・管長公。

・前川の事。

・研究心強し、せい／＼すると云ふ。

一、成金の如く建築などとはいかん。

#### 第十二 同上つゞき

一、医薬は万能にあらず。乍併之を用ふるは、猶ほ旅行に気車気船に乗り、燈火に電燈を用ふる如し、人文の発達に伴ふ文明的利器の利用なり。

只、すべて極度の事は勿体なしとの事より教理によりて之を辞する事は、単に医薬のみならず衣食住共如何に粗末にするも差支なし。只乍併自身の心使ひと行とを以て、直に之を人に律する如き事あらば埃なり。予は之を思つて今日まで電燈を点せず。

一、文明人として、又身分相応の上よりして、薬をのみ御馳走を食ひ気車にのりて差支なしと思ふ。

しかし、之をさへやれば助かり又文明人たり得ると思はゞ、大なる誤を生ず。

これをやつても病はよくならぬ事あり、ころぶ事あり。

是に於て、始めて神を信ずる必要あり。

究竟は、神を信じ、之を目的にして誠を尽し、天理の巡環の下に安心立命するに

在り。

衛生の上より、箇人的国家的に、医師と雖も今日では可成病をせぬやうに薬の入れぬやうにするのである、只に天理教計ではない。

#### 第十三 同上つゞき

一、御道の為に財産を投ずるは真に志士仁人の志にして、教祖立教の精神に適合するものなり。乍併、妄りに之を信者に勧誘する如きは大なる道の埃なり。

教会金の如きも初より徴取するは不可なり。又貧富一律にする如きは大に不可也。すべて心任せにして、こちらは只真実を運ぶ丈に止むべし。

頻りに之を恐るゝ、何故か、くらい処があるからである。

教育費・布教費・慈善費に入る、はよし、酒食にするからいかん。家やしきにするからいかん。

#### 第十四 驕の心なきや

一、御道漸次に榮えて立派なる人次第に信者に為るに就けて、教会の人々の内、心次第に驕り、遂に小成に安んじ、固陋にして、すべて学文教育経験を有する人々の意見に対しても少しも之に耳を傾くる事なく、不遜自負の心事態度ある如き事あらば、これ其人の因縁現はれ来りしものにして、濟世救人の道具として既に不

適當となれる人なり。能く注意すべし。

#### 第十五 忘恩の傾向なきや

一、理のある人と云ふは、御道の親は申すまでもなき事ながら、己の生みの親や、己の師匠や、先輩や、世上の学識経験を有し若くは社会の地位を有する人は皆理のある人なり。然るに、御道の人のみを尊び、其他のものに対しては薄情にして只形式の尊敬を尽すに過ぎず、若くは甚しきは形式的札式をも尽さざるものあり然る時は御道は却て旧道徳にも劣る事と爲るべし。かゝる心事行為の結果が親族や先輩友人より疎まれ、遂に一家不和合と爲り、又は準禁<sup>(14)</sup>などの事件を生ずるに至るなり。

又之と同じく、氏神や祖先を尊敬せざる等の事あらば大なる誤なり。すべて神社の前皇居の前には必ず敬礼すべし（天理教々育主義参考）。

#### 第十六 教訓と誹謗との區別

一、近時御道の人、動もすれば他人の病や死を見ては、只其人の欠点のみを挙ぐ。これ甚宜しからず。今日の文化は未だ進歩の過程中になれば、人皆不完全を免れず。各自皆然り。されば死者の如きは、其生前の長所善所を顕彰して之を伝へ、短所惡所あらば之を蔽ひ、只自分の知る所は、神様が自分に之と同様の弊ある故

に特に之を自分に見せて下さつたものとして、自己反省を爲すべし。

#### 第十七 信徒の待遇

一、富貴の人を大切にすることは勿論なれど、同時に貧賤人を大切にすること。若し之を隔て、相当の事を爲すのならば御道にあらず。

一、古き信徒の道に功勞ありしものを尊重し、詞は勿論事実上にも之を生かす方法を講じたし。

〔第十八 なし〕

#### 第十九 同上

一、余り上下の區別を厳にして、すべての待遇を隔つるは御道の本旨に反す。又親族を重んじて理を軽んずる如き事あらば、尤も不可なり。

#### 第二十 功勞者の由断<sup>(15)</sup>

一、御道に功勞のありし人々が、心驕りて滅亡するもの甚多し。さてこれに就きて能く考へて見て下さい。元來功勞があつたればこそ、百姓や大工やばて振り<sup>(15)</sup>や小商人が会長様役員様と爲つて、多くの身分ある人々から尊敬せらるゝに至つて居

(14) 信徒が信仰に熱心の余り、自分のすべての財産を教会に寄付してしまふことに對して、しばしば親族より本人を準禁治産者に指定してくれるよう裁判所に提訴する事件が起きた。これに對して教会側では反訴して争つた。

(15) 行商人。

るのでしやう。それで功勞と報酬とは差引勘定は済んで居るのでしやう。然るに、功勞を心に懸けて、すべて下のものを家來の如くに思ひ、未信者をばすべて訳の分らぬもの、やうに、又は悪いもの、やうに誤解し、甚しきは、教会内にて叱るやら罰するやら、世界並のやうな事が行はるゝ事がある、これは大間違にて、今日までこんな事にて斃れた人も沢山あります。

されば右述ぶる如く、功勞と報酬とは今日既に勘定は出来て居るのであるから、心丈は矢張以前の通りに低くやさしく広くのどかにて、人様大切と云ふ心使ひを忘れてはなりませんと考へます。

衣食住の形の上は、上に昇つた人は立派に為つても、それは当然の事ですから埃にはならねど、常々勿体ないと云ふ心使ひを忘れてはなりません。随て下々の苦勞を察し、思ひやりがなくてははいけません。又極度の事や分不相応の事は形の上にも出来ません。一例を挙げれば、座敷団・掛敷団など一体に下々が分に過ぎて居りはしませぬか。

世上から成り上りものと思はれ、却て笑はれるやうな事があつては、誠の道を通る上に疵になりましやう。たとひ心は善くても形が大事です。又社会全体との釣合ひをも御考へ下さるやうに願ひます。不生産的の事に金を投ずるは不可なり。布教に関する布教費・講演費等は皆生産的にして、神様の喜ぶ所です。

## 第二十一 旧道徳と新道徳との差（正義と慈愛）

一、正義に合し道理に合し法律に合する事を以て、御道に合するものと心得る人多し。これ大なる埃なり。

教祖の御道は無我の慈愛にして、正義以上なり。

近時部内の事件、皆正義、道理、法律を以て標準とす。これ神意に適はざる大なるものなり。

一、準禁治産に対する反訴の行為は、予は昨年八月迄は本教教会擁護上已むを得ざる処置なりと考へしも、其後大に悟る所あり、或る教会には重ね／＼其趣警告したり。

想ふに、御道の人にして父母兄弟親族より準禁を申請せらるゝ、如きは、其父母兄弟親族の人々が御道の分らぬ処ある事は勿論なれど、必ずやこちらの信者の方にも孝悌・忠信・篤実の心事行為に欠くる所ある事疑なし。然るに、加之更に法律を以て事を争ふ如くんば、御道の理安くにかあるべき。予は昨秋大に之を懺悔し、今後一切法律のほの字も云はぬ事に決心致しました。只乍併非常の場合ならば此限りにあらざるも、先以て万事一切御道には法律や道理や正義などは不用と存じます。慈悲一点張り、御助一条の外なし。

〔別紙・他筆〕日光氏家。準禁治産之件は其後未だ確かあらざるに付、此件の講演は御見合せ被下度候。

第二十二 同上(新道徳に於ける人間標準)

一、教会の爲とか、会社の爲とか、学校の爲とか、国の爲とか、村の爲とかに尽力すると云ふ心が埃なり。我因縁を切らせていたゞく爲に、人様を助けさしていたゞくのであると云ふ事にて、始めて真の誠の心が使へるなり。如何なる事あるも、此心使ひが本になれば、不平の起りやうなし。随て、不都合の人の生ぜし時に、其人が可愛想であると云ふ心使ひにて其人を訓戒すべし。聴かざれば再三再四に及ぶべし。かくてこそ我因縁断除の助にもなるなれと、喜んで先方を救済する心にて先方にて対すべし。

教会の爲とか、学校の爲とか、国の爲とか、すべて団体の爲、公の爲と思ふ心使や、あんな人が居つては我責任上すまずとか、又はあんな事をさせては我義務に欠くるとか思ふ心使ひは、すべて我身可愛い我身がこいの心使ひで埃なり。我身は何となりてもこれは初より既に捨てたる身なり、只あんな事ではあの人助からぬ可愛想であると云ふ心使ひを本にせねばなりません。すべて団体や公の不利となり、随て我義務や責任を尽し果せずして、それが爲め自分がたとひ人から叱られやうが蹴られやうがそれは構はねど、あんな事をしてはあの人助が可愛想であると云ふ心使ひを本にしてその人を訓戒忠告するならば、先方も必ず我誠意に感じて改むるに至るべし。今時教会の人の有様を見るに、我責任とか我義務とかの立たぬ事を案じ煩ひ、又公の団体の不利益を云々して、不正不義の人を訓戒し忠

告し又は叱り罰する故に、先方が服せぬのである。

こ、の教理を能く味うて見ていたゞきたいのです、こ、の事はどうも立派な人々が一寸分らぬやうである、十二分に御考へを願ひたい。

第二十三 同上(絶対服従)

一、予は先年以来絶対服従を説き、之を以て御道の真髓として称道しつ、あり。然るに、近時上級のもの此語を利用して下級を圧倒する傾向ありと聞く。果して然らば大なる誤解なり。

凡そ御道の理は、神ありて世界あり

と云ふ所にあり

るが故に、最初の絶対服従は神にあり、而して其神は今日に至るも昼夜昔時と同一の御働きをなしつ、あり、これ神のその自己の境遇及吾人に対する絶対服従なり、此故に上級は下級を救済し、且永久之を提撕してこそ神の代理たる資格あり。一<sup>〔一七〕</sup>び救済して其後は誅求を事とせば、何ぞ親として之を尊ぶの価値あらんや。すべて恩沢下に及ばゞ自然と下より成り立て来る也。之を顛倒して、名を先方の助に藉りて賦課する如きは不徳の甚しきものなり。且又祖父教会のものにして孫教会の父に不服なるものを偏愛し、遂に之を自己に所属する如きは全く御道に反するものなり、神理之を許さず、天誅遂に口れざるべし。況や二代三代後の若上級のもの、何の苦勞もなくして漫然下級の苦勞しつ、あるものに臨むに於てをや。

又下級のものは、一び助けられたる恩によりて親子の關係を生ぜし事を知り、自己の因縁断除の爲に自己を抑損し、謹で上級に絶対服従すべし。絶対服従の下へ。

一、要は、一名一人の教理としゆん刻限<sup>(16)</sup>とを便りにする。すべて、なるやう行くやう永い目で眺めて居つて、絶対絶命になれば向ふよりき、にくる、その時に意見を云ふのが御道の安心立命である。銘々の胸の中では思案せにやならん、研究はせにやならん。乍併、意見や主張をして公に争ふのは、御道でないと思つていたゞいて居ります。

絶対服従の下へ。

一、便にする所のものは、御筆先十七号と御諭の御詞丈である。狡猾と横着とが通るか、馬鹿と我身をすてたものとは通るかは時日の問題であるから、永い目で眺めておればよろしい。

## 第二十四 慈悲寛大

一、永い心が慈悲であるともきいて居ります。教祖は永い悲でした。五十年間じつと悲を静めて御道を通られたのです。管長様も御心永くいらせられました。

永く久しく辛抱するのは大なる実を結ぶ本です。大なる事業功業は決して一朝に

は成るものにあらず、短気早道は敗亡の本です。

他のわろき人つまらぬ人に服従してこそ価値はあるなれ、善人賢人に服従するのは当然の事にて何等道徳上の価値なし。然り而して、自分が他に絶対服従するのは他をして己に絶対服従さする道です。古代人類に孝行の始りし理由を考ふれば能く分ります。

古い人を起すのは新しき人を起す所以です。私も勢山<sup>(17)</sup>に居る時に、屢々此論を會長公に建言し、且自ら部下を巡りて、古き人のいづんで居るのを慰めた事があります。

一、本部は根である教理の発源地にして、助一条の根本地であると同時に、社会と交際して行かねばならぬ処であつて、花も実も開いて居るから、□□□一同の下に集つて居るのである。そこで浅きものが見れば世界並とこそ見えぬ、乍併御方正面鏡屋敷<sup>(18)</sup>で、どんな事も写る教理の本源地です。浅く見たらば大なる誤を生じますよ。

我こそは天理教なれと云ふやうな風あるものは、浅い信者か卑い階級のものである。私も、始め御本部に参りて管長様や松村先生に御目にか、つた時には、世界並かと思ひ、誤つて其信念を疑つた位です。乍併、久しうして日に月に其信念の深くおはします事に敬服して、中々我々如き浅き幼稚な信念でない事を悟つて、大に慚愧反省致しました次第で御座ります。

(16) ものことは時機・時節を得たときに成就するという教え。

(17) 勢山支教会。広池が最初に信徒登録した宇治山田の教会。

(18) 地場のこと。くもりのない神の心の現れる所。世間のすべてが写り浄化される場所。

何卒皮想を見一端を見て、誤解せぬやうに願ひます。

○正義正直はだめ。

どんな事も許す。

○熱心はだめ。

○すなをと自然と時をまつ事、青年を戒む。

○吾を救へと云ふが浅し。

一、悪人を切るのが自己にむくこと。

・首きられ人の事。松坂。

・木村の事。

人物。

一、己の好まぬものを排斥せず

事柄。

酒の事。嗜好。

山の内少佐。

長谷場。

小久保。

座が白くるといひ。

一、じつとすべての事を、永い目で見て居るのが偉大でしやう。

段々に現はれて来る時がありしやう。

因縁あれば尋ねに来る、その時に云ふのみならず、如何な事も引受けねばならぬ

事もありましやう。

大隈伯も、二十年の静養が大徳となりて今度内閣を受取つたのである。

内の事も外の事も一切永い目で見て居り、研究と修徳と自己の権内の努力とを致すを信心とす。

一、自分もまだ中々不完全ですから、人の事は見えても我事は見えす。

一、見えた事にて人の上を云ふのは世界心<sup>(20)</sup>なり。

見えた事にて自己反省をするのが御道の心なりと悟らしていたゞいてをります。

一、人皆今日不完全なり、何人にも悪なる処もあるべし。

人の善半面を見、善半面を挙げ、一切悪の方面は見ず、見ても只之を自己反省の材料にするのみ。見えたと云ふは我に其同一の因縁あるが故なれば、必之を等閑視するを得ず、深く反省するを要す。

一、従来、病人、死者あれば必ず其人の悪を謂ふ、これ大なる誤也。

予は、甲賀会長夫人の如き立派な人にも、前生因縁にてかゝる若死にをするを見て、その時の弔辞に一般教会を戒め置きたり。

一、御道熱心の為に、道をやる為に、一家を破つては埃なり。

一、寺に反対し村方に反対する心あるから、反対せらるゝ也。

親族にも、氏神に交際。

(19) 大隈重信。当時十六年ぶりに二度目の首相を勤めていた。

(20) 世間的・世俗的常識にもとづく心。世界並の心。

○独立の心は必要。

- 一、誠がなくてはだめ、頭丈下ぐるは不可。
- 一、教祖の御行。
- 一、山の内の時がせく云ふ。

第二十五 無我の境遇

- 一、自分の智識的階級と社会的地位とを忘る。
- 道徳的階級と本部に於ける地位とを自覚す。
- 一、財あるもの、財を以て世を威さず。
- 舟橋の一件。

第二十六 無我の努力

- 一、無我の努力。
- ・夜分でも自分は教理をかく。
- ・筆と紙とを枕元におく。
- ・勢山の会長。
- ・會計をもつ、あやどの会長。
- ・代表者日野。

・これで死ぬれば因縁。

- 一、近時御道の人々、多く保守的にして只旧慣を墨守し、経済を主として、進取の気象に乏し。

神はくらやみの中より此光明世界を建設し、千億万年綿々乎驟々乎として進歩を示しつゝあり、これ天理なり。

故に、天理に反して、御道の為に我身を捨て、働く心を失ひ、我身の安楽、子孫の計を為し、我家我身をかこう心使ひを為すものあらば、其人は既に御道の上にならば、故に神は之を引取りて新なる生命を与へ、進取活動の新氣力を持たせて再生せしむるに至るべし。恐れ慎むべし。

私は実行は貧い恥かしい。しかし、

- 一、死する迄働く。世を救ふ為に土を食ふ。
- 一、はやくらくしたい。可成らくにくらしたい。

右の理想は実行上大差を生ず。

一、健康

□人 ばか 心の正しき事を尚ぶ。

- 一、長寿
- 一、富貴
- 一、正義・正直・堪忍・熱心・忍耐は小道徳。

一、助かる道は、慈愛・無我・歓喜・温和。

### 第二十七 無我の標準と実際

一、天り教は心の立かへ世の立かへ也。故に少し計り現在より改まれば助かる人あり、大に改めて助かる人あり、因縁による。

故に、ほんに少し心を改むる丈にて世は一変すべし。

故に、信徒は勿論、役員にても、財産・格式・宗旨(□□)そのまゝにてよろし。只教祖は極度を示せり。

予の如きも、たとひ教祖の行は出来ずとも、之を学ぶ考へ也。而して之を以て一列に律する考なし。予と他とは因縁異にして、教祖や予はこれにあらざれば助からず。此故に、素より人類の歴史を重んじ、其国土郷邑の風俗・習慣・礼儀・札節に従ひ、文明の過程に応じ旧来の道德・宗教・寺院と並立して相悖らず。

### 第二十八 無我の方法

一、里の仙人<sup>(21)</sup>たるを要す。

### 第二十九 無我の人の神様を拝む法

一、神様を拝むに、皆様は何と申して居らるゝや。人の枕元にて安眠妨害をも顧み

ず、大なる拍手をして神様を拝むやうな浅い人もある世の中なれば、やはり信徒の中には、かうして下さいあ、して下さいと神様に向て願ひ事を勝手に云うて居られる人もあるやうであるが、それでは大なる誤です。それは拝み信心と申すもので、古き信心の形です。たとひ一日に百度の願をかけても、値のないこんな願ひは何にもなりません。神様に向ては、私は今日からかう心を立てかへますとか、又は、かう云ふ事を致しますから此土地のものを御救済下さい、又かやうな値を出しますから此処の人々に助け一条の御話を聴くやうにして下さいと云ふやうに願ふのならば、先以て大分宜いのです。大なる御願ひは、まだく大なる且深き心使ひの上から出た値ひが必要であります。

### 第三十 箇人の安心立命と団体の行動

一、箇人の安心立命は理想である。

一、箇人の実行は之に劣る。

一、団体の実行は更に之に劣る。

因縁を共にするもの、集団なれば已むを得ず、之を己の意の如くせんとするは從來の道德なり、故に争起る。

今回の御道は、自己の権内に無我の努力を行ひ、以て時を待つにあり。時来らず

(21) 信仰を俗世間から離れて行うのではなく、日常的な社会生活の中において自分の心を神の心に沿うようにしなければならぬといふことを表した言葉。



して斃れなば因縁也と安心す。

一、然り而して、自己の所属の団体の行動の結果に対する責任は一切之を自己に負ふ。

これ亦大なる安心立命也。

一、多数箇人の安心立命と団体の行動と一致する時には、其宗教は生命を失ふ。

一致せぬ時に生命あり。

一致せずして争ふは旧宗教なり、天り教は一致せず又争はず。

内部にも因縁不同的人あり、加之外部の圧迫と関係とありて、遂に団体の行動は箇人の安心立命の如く純清には行かず、本部の如きは之なり。

此団体の行動を見て、箇人の安心立命も之と同一にて助かるものと思はゞ大誤を生ずべし。

これにて往々御道に失敗する人あり、身体・事業二つの上共に注意。

一、これ予一人のみならず、御本部の先生、部下の役員・青年の内にもかゝる人多数也。

一、道の友(22)にもあり。

・子供(22)の奉公。

・垂水宣教所。

・いそべ、山本やす。宣教所のとらるゝ為に八十円、独立祭の時二十円、メ五年

百円。

上に立つものは注意を要す。

附説

一、右は予の実際上の安心立命の極めて一端を述べしもの也。

此外予の学者としての思想上の安心立命の基礎に至ては、別に他日を以て陳ずべし。

(22) 天理教の機関雑誌の名前。